

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第5号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、<u>県内の林業従事者等</u>に対して貸し付けられる林業・木材産業改善資金について必要な事項を定め、もって<u>県内の林業及び木材産業の経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<u>林業従事者等</u>」とは、<u>次に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者にあつては、知事が特に必要と認めたる者に限る。）をいう。</u></p> <p>(1) <u>林業従事者</u></p> <p>(2) <u>木材産業に属する事業を営む者であつて、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人であるもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者の組織する団体</u></p> <p>(4) <u>林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従事者の数が300人以下のものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、林業従事者等に対して貸し付けられる林業・木材産業改善資金について必要な事項を定め、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「林業従事者等」とは、<u>法第3条第1項に規定する林業従事者等</u>をいう。</p>

活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者（前各号に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に限る。第8条において「県内林業従事者」という。）が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため当該認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農工商等連携促進法第4条第2項第2号口に掲げる措置を行う場合に限る。以下「認定中小企業者」という。）

2 この規則において「林業・木材産業改善措置」とは、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。

3 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

(1)~(4) 略

4 略

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

2 貸付金の償還期間（3年以内の据置期間を含む。）は、10年以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。

2 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

(1)~(4) 略

3 略

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とし、貸付金の据置期間は、3年以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合の償還期間は12年以内とし、林業労働

- (1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）
- (3) 農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号口の措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）
- (4) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が同法第9条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）

(貸付資格の認定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置計画の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営（申請者が認定中小企業者である場合は、その申請者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業を実施する県内林業

労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合の償還期間は15年以内とする。

(貸付資格の認定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置計画の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認めたとときに、認定を行うものと

従事者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営）を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認めるときに、認定を行うものとする。

2 略

様式第4号（第12号関係）

（表面） 略

（裏面）

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

（借入金の使用）

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は、鳥取県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに、債務の全部又は一部を弁済する。

（1）乙が県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

（2）乙が県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（丙に転貸した貸付金の償還を林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還金の支払を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

（3）甲が融資期間に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、乙がその報告を怠ったとき。

（4）乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。

（5）乙がこの資金の借入に際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

する。

2 略

様式第4号（第12号関係）

（表面） 略

（裏面）

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

（注） 必要に応じて、特約条項を記載すること。

(6) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。

(7) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所により取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。

(8) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(9) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その1つでも期限に弁済しなかったとき。

(10) 乙が鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則53号。以下「規則」という。）及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部をいつでも繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合

(2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に

異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる  
事実が発生した場合

(3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動  
を生じ、又はその恐れのある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、乙丙間の特約  
に基づき丙より報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委任を受けた  
者が、乙の事務所その他必要な場所の立ち入り、  
事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担  
保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当につい  
て甲の指示があるときは、それに従うことを承認  
する。

(違約金)

第9条 乙は支払期日に償還金を支払わなかった場  
合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定によ  
り期限前償還すべき金額を支払わなかった場合に  
は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合を  
もって支払期日の翌日から支払当日までの日数に  
より計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が規則第16条の規定による支払  
の猶予の申請をした場合において、支払期日を過  
ぎて猶予しない旨の決定があった場合において  
も、前項の規定による延滞に係る違約金を支払  
う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9  
号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由  
として甲から期限前償還の請求を受けたときは、  
当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還  
金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸  
付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算  
した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払  
うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請  
求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告  
し、甲の指示に従う。

5 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請  
求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に  
引き渡す。

(合意管轄)

第10条 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき  
鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を管轄裁判所とす

ることに合意する。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。